

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員向け）の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1部 一般条項            &lt;第1章 総則&gt; (略)</p> <p>&lt;第2章 dカード契約の締結&gt;            第4条～第10条 (略)            第11条 (総利用枠・各利用枠)            1～5 (略)            6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、<u>その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「犯収法等」といいます）</u>その他の法令の定め等により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかるdカードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。            7 (略)            8 (削除)</p> <p>8 (略)            9 (略)            10 (略)            第12条～第13条 (略)            第14条 (ご利用携帯電話番号の届出)</p>	<p>第1部 一般条項            &lt;第1章 総則&gt; (略)</p> <p>&lt;第2章 dカード契約の締結&gt;            第4条～第10条 (略)            第11条 (総利用枠・各利用枠)            1～5 (略)            6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果「犯罪による収益の移転防止に関する法律」<u>その他の法令の定め等により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかるdカードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</u>            7 (略)            8 <u>当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。</u>            9 (略)            10 (略)            11 (略)            第12条～第13条 (略)            第14条 (ご利用携帯電話番号の届出)</p>

1 (略)

2 本会員は、家族会員指定時に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします。なお、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合及び、Member's Menu より第 6 条第 1 項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自らが届け出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は家族会員用 d カード発行後の手続きとなり、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らも当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。） 当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。（略）

3～5 (略)

<第 3 章 d カードサービスに関する管理等>

第 1 節 ケータイ iD サービスに関する管理等

第 1 5 条～第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (ケータイ iD 会員番号の有効期限及び更新手続き)

1 ケータイ iD 会員番号の有効期限は、当社が指定します。

2 ケータイ iD 会員番号の有効期限は、会員によるカード情報の登録完了後に、当社指定の方法により確認することができます。

3 会員が、引き続きケータイ iD サービスの利用を継続したいときは、当社指定の期限内に当社指定アプリを利用してカード情報の登録をすることにより、更新手続きを行ってください。ケータイ iD 会員番号の有効期限内のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、ケータイ iD 会員番号の有効期限経過後のケータイ iD を使用したケータイ iD サービス

1 (略)

2 本会員は、家族会員指定時に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします。なお、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合家族会員用 d カード発行後の手続きとなり、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らも当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。（略）

3～5 (略)

<第 3 章 d カードサービスに関する管理等>

第 1 節 ケータイ iD サービスに関する管理等

第 1 5 条～第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (ケータイ iD 会員番号の有効期限及び更新手続き)

1 ケータイ iD 会員番号の有効期限は、当社が指定します。

2 ケータイ iD 会員番号の有効期限満了の 2 か月前までに本会員から第 4 1 条に定める解約の申し出がなく、かつ、当社が会員のケータイ iD サービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、当社指定の方法によりその旨を通知します。

3 前項に基づく通知（家族会員の場合は本会員からの通知）を受けた会員が、引き続きケータイ iD サービスの利用を継続したいときは、当社指定の期限内に当社指定アプリを利用してカード情報の登録をすることにより、更新手続きを行ってください。 ケータイ iD 会員番号の有効期限内のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に

<p>ビスの利用に係る d カード利用代金の支払いについても、本規約を適用します。</p> <p>第 18 条～第 22 条（略）</p> <p>第 2 節・第 3 節（略）</p> <p>〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉（略）</p> <p>〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第 38 条（略）</p> <p>第 39 条（d カードサービスの利用停止）</p> <p>1（略）</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第 2 号から第 6 号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 機等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>会員による d カードサービス若しくは当社が提供する他の金融・決済サービスの利用状況が不相当であり、又は不審であると当社が判断したとき</u>（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）</p> <p>（4）～（11）（略）</p>	<p>係る d カード利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、ケータイ iD 会員番号の有効期限経過後のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについても、本規約を適用します。</p> <p>第 18 条～第 22 条（略）</p> <p>第 2 節・第 3 節（略）</p> <p>〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉（略）</p> <p>〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第 38 条（略）</p> <p>第 39 条（d カードサービスの利用停止）</p> <p>1（略）</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第 2 号から第 6 号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 機等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>会員の d カードサービスの利用状況が不相当であり、又は不審であると当社が判断したとき</u>（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）</p> <p>（4）～（11）（略）</p>
---	--

3 (略)

4 犯収法等に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

5 当社は、会員の情報、d カードサービスの利用内容及び取引目的等を適切に把握するため、会員に対して期限を指定した上で当社所定の本人確認書類等の書類の提出や情報の提供を求めることができるものとし、会員は、期限までに当該求めに応じるものとします。会員が、正当な理由なく、指定された期限までに書類を提出せず、又は情報を提供しない場合は、当社は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

第 4 0 条 (当社の解約による契約終了)

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

(1) ~ (3) (略)

(4) 会員による d カードサービス若しくは当社が提供する他の金融・決済サービスの利用状況が著しく不適當であり、又は著しく不審であると当社が判断したとき (当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含みます)

(5) ~ (13) (略)

(14) 会員が第 3 9 条第 1 項若しくは第 2 項の各号のいずれかに該当し、d カードサービスの全部の利用が停止されたとき、又は第 3 9 条第 4 項若しくは第 5 項に基づき会員による d カードサービスの利用が制限された状態が相当期間続いたこと等により、当社が d カード契約を継続することが適切ではないと判断したとき

3 (略)

4 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

(新設)

第 4 0 条 (当社の解約による契約終了)

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

(1) ~ (3) (略)

(4) 会員の d カードサービスの利用状況が著しく不適當であり、又は著しく不審であると当社が判断したとき (当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含みます)

(5) ~ (13) (略)

(新設)

<p>(15) その他本会員の信用状態が悪化した等当社がdカード契約の継続が困難であると判断したとき</p> <p>2 (略)</p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p>〈第6章 雑則〉</p> <p>第44条～第46条 (略)</p> <p>第47条 (規約の変更、承認)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会員は、前項に規定されるサービスサイトを定期的に見直し、本条に基づく本規約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。<u>サービスサイトへ掲載している本規約と、その他の帳票等に掲載している規約の内容に相違がある場合には、サービスサイトへ掲載している本規約が優先されるものとします。</u></p> <p>第48条～第52条 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第1節 ケータイiDを使用したショッピングサービスの利用 (略)</p> <p>第2節 dカードを使用したショッピングサービスの利用</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第58条 (加盟店の店頭での利用手続き)</p> <p>1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、dカード（非接触型ICチップを利用する場合を除く）をご利用の場合は加盟店にdカードを提示して取引内容をご確認の上端末機等に暗証番号を入力することにより、dカードの非接触型ICチップを使用してご利用の場合は加盟店においてdカードを読取機にかざしカード暗証番号を</p>	<p>(14) その他本会員の信用状態が悪化した等当社がdカード契約の継続が困難であると判断したとき</p> <p>2 (略)</p> <p>第41条～第43条 (略)</p> <p>〈第6章 雑則〉</p> <p>第44条～第46条 (略)</p> <p>第47条 (規約の変更、承認)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会員は、前項に規定されるサービスサイトを定期的に見直し、本条に基づく規約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。</p> <p>第48条～第52条 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第1節 ケータイiDを使用したショッピングサービスの利用 (略)</p> <p>第2節 dカードを使用したショッピングサービスの利用</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第58条 (加盟店の店頭での利用手続き)</p> <p>1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、dカード（非接触型ICチップを利用する場合を除く）をご利用の場合は加盟店にdカードを提示して<u>所定の売上票に署名することにより、dカードの非接触型ICチップを使用してご利用の場合は加盟店においてdカードを読取機にかざしカード暗証番号を入力することにより、当該取引</u></p>
---	--

<p>入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。</p> <p>2 <u>当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、端末機等に暗証番号の入力に代えて若しくは暗証番号の入力とともに売上票への署名を行う方法、又は売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略する方法等、当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</u>また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを利用していただくことがあります。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ショッピングサービスの利用ができないことがあります。</p> <p>(1) <u>会員がカード暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたカード暗証番号と一致しないとき</u></p> <p>(2) <u>売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のもので認められないとき</u></p> <p>(3) 第 6 2 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき</p> <p>第 5 9 条～第 6 2 条 (略)</p> <p>第 3 節 その他 (略)</p> <p>〈第 2 章 ショッピング利用代金の支払区分〉</p> <p>第 1 節 支払区分 (略)</p> <p>第 2 節 ショッピング利用代金の 1 回払い、2 回払い及びボーナス払い</p> <p>第 6 8 条 (1 回払い・2 回払い・ボーナス払い)</p> <p>1 会員は、加盟店において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を 1 回払い、2 回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による 2 回払い及びボーナス払いの指定はでき</p>	<p>によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。</p> <p>2 <u>当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名若しくはカード暗証番号の入力を省略し、または署名に代えて若しくは署名とともにカード暗証番号の店頭端末機への入力等当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</u>また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを利用していただくことがあります。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ショッピングサービスの利用ができないことがあります。</p> <p>(1) <u>売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のもので認められないとき</u></p> <p>(2) <u>会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき</u></p> <p>(3) 第 6 2 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき</p> <p>第 5 9 条～第 6 2 条 (略)</p> <p>第 3 節 その他 (略)</p> <p>〈第 2 章 ショッピング利用代金の支払区分〉</p> <p>第 1 節 支払区分 (略)</p> <p>第 2 節 ショッピング利用代金の 1 回払い、2 回払い及びボーナス払い</p> <p>第 6 8 条 (1 回払い・2 回払い・ボーナス払い)</p> <p>1 会員は、<u>加盟店の店頭</u>において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を 1 回払い、2 回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による 2 回払い及びボーナス払いの指定は</p>
---	---

<p>せん。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い</p> <p>第69条 (リボルビング払いの指定)</p> <p>1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 会員が、加盟店におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法 (以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第70条～72条 (略)</p> <p>第4節 ショッピング利用代金の分割払い</p> <p>第74条 (分割払いの指定)</p> <p>1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 加盟店におけるご利用の際、カードサービス利用の都度分割払いをその場で指定する方法 (なお、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による本号に定める分割払いの指定はできません)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第75条～第79条 (略)</p> <p>〈第3章 その他〉</p> <p>第80条 (略)</p>	<p>できません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い</p> <p>第69条 (リボルビング払いの指定)</p> <p>1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 会員が、<u>加盟店の店頭</u>におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法 (以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます) (2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第70条～72条 (略)</p> <p>第4節 ショッピング利用代金の分割払い</p> <p>第74条 (分割払いの指定)</p> <p>1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) <u>加盟店の店頭</u>におけるご利用の際、カードサービス利用の都度分割払いをその場で指定する方法 (なお、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による本号に定める分割払いの指定はできません)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第75条～第79条 (略)</p> <p>〈第3章 その他〉</p> <p>第80条 (略)</p>
---	---

<p>第81条（支払停止の抗弁）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払いを停止することができません。この場合、d カードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第11条第8項に違反するなど本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき</p> <p>6（略）</p> <p>第3部 キャッシングサービス</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>附則（2023年5月31日）</u></p> <p><u>1 この改定規約は2023年7月31日より実施します。但し、第11条第6項及び第8項、第39条第2項乃至第5項、第40条第1項、第81条第5項の改定規定は2023年12月1日より適用されるものとします。</u></p> <p>【別紙】（略）</p>	<p>第81条（支払停止の抗弁）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払いを停止することができません。この場合、d カードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第11条第9項に違反するなど本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき</p> <p>6（略）</p> <p>第3部 キャッシングサービス</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【別紙】（略）</p>
--	--



[改正]	[現行]
<p>第1条～16条（略）</p> <p>第17条（道路事業者のサービス）</p> <p>1. 次の割引サービス（以下「本割引サービス」という）は、道路事業者が提供するものであり、本割引サービスを利用する会員は、道路事業者が別途定める当該サービスに関する利用約款を遵守するものとします。</p> <p>（1）ハイカ・前払残高管理サービス</p> <p>（2）ETC マイレージサービス</p> <p>2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. <u>第14条に基づくETCカードの再発行により、又はカード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結していた本会員が、当該契約の解約申込みと同時に、</u>「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約）<u>に基づくdカード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）によってdカード契約を新たに締結したことにより、ETCカードの会員番号が変更となった場合、本割引サービスまたは道路事業者が実施する有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、上記により会員番号が変更となったETCカードについては、変更手続きが完了するまでの間、ETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含みます）対象とならないことを予め承諾するものとします。</u></p> <p>第18条・第19条（略）</p> <p>2023年7月改定</p>	<p>第1条～16条（略）</p> <p>第17条（道路事業者のサービス）</p> <p>1. 次の割引サービス（以下「本割引サービス」という）は、道路事業者が提供するものであり、本割引サービスを利用する会員は、道路事業者が別途定める当該サービスに関する利用約款を遵守するものとします。</p> <p>（1）ハイカ・前払残高管理サービス</p> <p>（2）ETC マイレージサービス</p> <p>2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 第14条に基づくETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合、本割引サービスまたは道路事業者が実施する有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの間、ETCカードの利用が割引（ETCマイレージサービスのポイント付与を含みます）対象とならないことを予め承諾するものとします。</p> <p>第18条・第19条（略）</p> <p>（新設）</p>

d カード パーソナルデータの取り扱いに関する同意事の一部改正

[改正]			[現行]		
No.	名称	同意事項	No.	名称	同意事項
1	パーソナルデータの利用目的	ドコモは、パーソナルデータの利用目的を「 <a href="#">NTT ドコモ プライバシーポリシー</a> 」において定め、当該目的を達成するために必要な範囲内で、パーソナルデータを利用します。	1	パーソナルデータの利用目的	ドコモは、パーソナルデータの利用目的を「 <a href="#">NTT ドコモ プライバシーポリシー</a> 」において定め、当該目的を達成するために必要な範囲内で、パーソナルデータを利用します。
2	dカード / パーソナルデータの利用目的の例示	<p>ドコモが「<a href="#">NTT ドコモ プライバシーポリシー</a>」において定めるパーソナルデータの利用目的は、例として、以下の利用目的が含まれます。なお、「<a href="#">NTT ドコモ プライバシーポリシー</a>」に定める利用目的は、dカード契約申込後の審査の結果、お客さまとの契約に至らない場合にも適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>与信判断や与信後の管理（個人信用機関等への第三者提供も含まれます）、不正契約・不正利用・不払い等の発生防止および発生時の調査・対応（ドコモが提供するサービスについて、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（ガイドライン等を含みます）に基づく対応を行うことを含みます）のために、以下のパーソナルデータを含む情報を利用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール情報（氏名・住所等含みます）</li> <li>お申込みおよびご利用状況等の情報</li> <li>公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報</li> <li>信用情報（申込時に申告いただいた情報、支払い状況および返済状況を含みます）</li> </ul> </li> </ul>	2	dカード / パーソナルデータの利用目的の例示	<p>ドコモが「<a href="#">NTT ドコモ プライバシーポリシー</a>」において定めるパーソナルデータの利用目的は、例として、以下の利用目的が含まれます。なお、「<a href="#">NTT ドコモ プライバシーポリシー</a>」に定める利用目的は、dカード契約申込後の審査の結果、お客さまとの契約に至らない場合にも適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>与信判断や与信後の管理（個人信用機関等への第三者提供も含まれます）、不正契約・不正利用・不払い等の発生防止および発生時の調査・対応のために、以下のパーソナルデータを含む情報を利用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール情報（氏名・住所等含みます）</li> <li>お申込みおよびご利用状況等の情報</li> <li>公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報</li> <li>信用情報（申込時に申告いただいた情報、支払い状況および返済状況を含みます）</li> <li>評価情報（お客さまのサービスのご利用状況やお支払状況を基礎に、ドコモが独自の基準で分析した情報）</li> </ul> </li> </ul>

